

「シニアお仕事体験見本市」への参加企業の募集について【応募要領】

神戸市が市内企業の人材確保支援事業の一環として実施する「シニアお仕事体験見本市」への参加企業を次のとおり募集します。本企画は、高齢者が仕事体験を通じて、今まで経験したことのない業種、職種への理解を深め、就業の選択肢を広げることにより、人材確保が課題となっている企業とのマッチングを図ることを目的としております。

1. 開催概要

(1) 開催日時

・日 程：2023年9月5日（火）

・時 間：10：00～17：00

(2) 会場

神戸サンポーホール（神戸市中央区浜辺通 5-1-32）

(3) 参加対象者

概ね 60 歳以上の求職者

(4) 実施内容

①高齢者が実際に簡単な仕事体験をしながら、企業から仕事内容の説明を受けることができる体験付き仕事説明会

②就職に結びつく実践的なシニア層向けのセミナー

③ハローワーク、シルバー人材センターの相談コーナー

(5) その他

上記会場における面接不可

2. 応募方法・結果の通知

(1) 募集企業数：22 社程度

(2) 募集期間：2023年8月4日（金）17時まで

※ただし、応募社数が充足しない場合、期間を延長して募集します。

※応募社数が、募集企業数の2倍に達した場合は、期間中であっても募集を締め切ります。

(3) 参加費：無料

※会場までの交通費等は参加企業の負担となります。

(4) 応募資格：応募日時点において次の全ての要件を満たしていることが必要です。

① 神戸市内に事業所の所在地があり、かつ、当該事業所で高齢者の採用予定があること（正規雇用・非正規雇用を問わない）。

② 市税の未納・未申告がないこと。

③ 過去1年以内に厚生労働省により労働基準関係法令違反に係る公表事案として公表されたことがないこと。

④ 暴力団関係事業主、風俗営業等関係事業主、及び宗教活動・政治活動関係事業主でないこと。

⑤ シニアお仕事体験見本市終了後に実施するアンケート・調査に協力できること。

⑥ 高齢者が気軽に参加でき、仕事への理解につながる簡単な仕事体験を実施できること。

（例：レジ打ち体験や介護現場における車イスの操作体験 等）

(5) 応募方法：「5. 運営事務局・問合せ先」に記載のメールアドレス宛に「シニアお仕事体験見本市 参加申込書」を提出してください。

(6) 当落結果の通知：2023年8月10日（木）までにシニアお仕事体験見本市運営事務局から、応募時に登録いただいたメールアドレス宛に当落の結果をお知らせします。

「シニアお仕事体験見本市」への参加企業の募集について【応募要領】

3. 参加企業の選定等

(1) 参加企業の決定方法

応募者多数の場合、神戸市事業運営事務局にて次の各項目を総合的に考慮し、抽選の上、参加企業を決定します。

① 各種の認定、表彰、登録の有無（応募日時点）

こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業・プラチナミモザ企業）認定（神戸市）
ひょうご応援企業（兵庫県）、ひょうご仕事と生活の調和推進企業認定又は企業表彰（兵庫県）
安全衛生優良認定、ユースエール認定、くるみん認定・プラチナくるみん認定（厚労省）えるぼし認定・プラチナえるぼし認定（厚生労働省）、健康経営優良法人 2023 認定（経済産業省）

② 業種、職種、就業地のバランス

(2) 応募の落選又は参加の決定の取消し

次のいずれかの項目に該当する場合は、応募について落選とし、又は、参加の決定を取り消します。

- ① 申込内容に虚偽がある又は虚偽があったことが判明した場合
- ② 当該企業が、厚生労働省により労働基準関係法令違反に係る公表事案として新たに公表された場合
- ③ 当該企業が、監督官庁から営業の取り消し、停止その他これらに類する処分を受けた場合
- ④ 当該企業に対して、仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立てがあった場合
- ⑤ 当該企業が、公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑥ 当該企業が、合併、分割又は解散する場合
- ⑦ 当該企業が、自社の従業員に対する賃金の支払について、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 4 条第 1 項の規定に違反したとして検察官に送致された場合
- ⑧ 当該企業が、暴力団員（「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 23 年 3 月条例第 29 号）」第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）が役員として経営に関与（実質的に関与している場合も含む）している等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第 5 条に該当することが判明した場合
- ⑨ 当該企業が、風営法に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業主に該当することが判明した場合
- ⑩ 当該企業が、宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業主に該当することが判明した場合
- ⑪ 当該企業が、神戸市又は第三者に対する信頼関係を破壊する行為その他の背信行為を行った場合

(3) 免責事項

次のいずれかの事由において、申込企業・参加企業に損害が発生する場合においても、神戸市並びに運営事務局は当該損害に係る一切の補償・補填・賠償の責を負いません。

- ① 落選又は参加企業の決定の取消しとなった場合
- ② 当事業の開催形式の変更又は中止を行う場合

4. 主催者

神戸市経済観光局経済政策課（雇用・労働担当）

5. 運営事務局・問合せ先

シニアお仕事体験見本市運営事務局（パーソルテンプスタッフ株式会社 第二BPO事業本部）

電話番号：050-5358-6208 ※営業時間：平日（土日祝以外）9:15～17:30

Eメールアドレス：kobesenioroshigoto@os.tempstaff.jp